

指定袋制に係る収益の使途について

1. 経緯

時期	内容
平成22年 8月	木津川市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」）設置
平成23年 10月	第1回組成調査実施
平成25年 1月	木津川市ごみ減量化推進計画（もったいないプラン）策定
平成25年 12月	審議会に対し、ごみの有料化の検討について諮問
平成28年 11月	審議会から、有料化の導入を検討されることを答申
平成29年 6月	木津川市が「家庭系ごみ有料指定袋制導入に向けた基本方針」を決定
平成30年 7月	審議会に対し、指定袋制の収益を活用したごみ減量施策等について諮問
平成30年 9月	循環型社会推進基金を設置
平成30年 12月	審議会から、指定袋制の収益を活用したごみ減量施策等について答申

2. 使途に係る意見・方針

平成28年 11月 審議会からの提言

手数料収益を基金化し、3R施策等の環境施策を推進するための特定財源とする

平成29年 6月 木津川市が決定した基本方針

収入の一部をごみ減量・リサイクル施策等のための特定財源として活用する

平成29年 12月 市議会からの提言

有料化収益は、ごみ減量化がさらに促進するよう活用し、使途は公表されたい

平成30年 9月 住民への説明

ごみ有料化で得られた収益は、ごみ減量対策などに活用する

平成30年 12月 審議会からの提言

13件の事業（次頁参照）を実施すべき

参考① 平成 30 年 12 月審議会答申における事業案 13 件及び令和 7 年度現時点の事業

平成 30 年 12 月審議会答申 事業案	令和 7 年度時点の事業
A. 環境意識啓発 （環境教育や美化活動）	
1-① 地域学習会（出前講座）	継続
1-② 市民提案型ごみ減量活動等補助金	
1-③ 不法投棄等対策	
1-④ 情報発信事業	
1-⑤ 市民活動の表彰制度	
	1-⑥ 環境保全指導員
B. 家庭系可燃ごみの減量等 （生ごみ・古紙類の減量や分別徹底）	
2-① リサイクル活動の拠点の確保	継続
2-② 古紙集団回収事業の充実	
2-③ 生ごみ処理容器の普及促進	
2-④ 使用済み食用油再資源化事業	
2-⑤ ごみ分別アプリ配信事業	
	2-⑥ 防鳥ネット無償貸与事業
	2-⑦ ごみ集積拠点設置等補助金
	2-⑧ 剪定枝粉碎機貸与事業
C. 政策統合 （組織横断的なまち美化や地球温暖化対策）	
3-① 生ごみの再資源化事業	継続
3-② レジ袋削減の促進	（レジ袋全国有料化により）廃止
3-③ 学校等における環境学習への支援	継続
D. 新規追加事業	
	不法投棄対策事業
	（令和 6 年度）雑がみ保管袋全戸配布
	清掃用具貸与事業
	「不法投棄禁止」等看板貸与事業
	中間処理施設見学ツアー事業
	廃棄物に関する講演会事業
	生ごみ水絞り器配布事業
	樹木剪定廃材の活用
	給食センター食品残渣物の堆肥化
	公共施設太陽光発電設備等導入事業 ※1
	みどり認定農業者への環境負荷低減取組経費の一部補助 ※2

※1…具体的な実施予定無し ※2…基金活用ガイドライン（審議中）と不一致

3-4. 手数料収入の使途

一般廃棄物処理の有料化により徴収された手数料について、有料化の運用に必要な経費の他、適切な使途を定め、透明化することが求められる。なお、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に資する使途を定めることで、有料化の制度への理解を深め、排出抑制への住民や事業者の意識を高めることが期待できる。

一般廃棄物処理の有料化により徴収された手数料の使途は次のようなものが考えられる。

図表 3-4-1 手数料収入の使途の例

有料化の運用に必要な経費	指定ごみ袋やシールの作製費
排出抑制の推進に資するもの	排出抑制の推進の助成・啓発活動費
再生利用の推進に資するもの	資源ごみの回収及び選別に要する費用 リサイクル施設の施設整備に要する費用 資源ごみの集団回収への助成
住民意識の改革に資するもの	発生抑制及び再使用の推進のための助成・啓発活動費
その他	一般廃棄物処理施設の整備費、戸別収集の導入費、高齢者へのごみ出し支援に要する費用の他、一般廃棄物の処理に要する費用

なお、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に資する使途を定めることで、有料化の制度への理解を深め、排出抑制への住民の意識を高めることが期待できる。

また、手数料収入を特定財源として管理する、又は基金として積み立て、資源ごみの集団回収に対する助成やごみ収集ステーションの整備費用などに充当する例も見られる。